

会社を退職された方へ

## 国民年金の手続きはお済みですか？

### 年金だより

お問い合わせ先

町民課

本庁 ☎ 55-2314

西庁 ☎ 62-2313

新しい年度を迎え2カ月が過ぎ、新しく環境が変わられた方もおられると思います。

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が法律で義務付けられていますので、勤務先を退職されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。



**手続きについて** 役場窓口で、手続きをしてください

**手続きに必要なもの** 年金手帳

**保険料額** 国民年金の保険料は、月額16,260円（平成28年度）です

※退職と同時に厚生年金保険のある会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。



## 国民年金保険料は 期限までに納めましょう

保険料は日本年金機構から送られてくる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納税義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除制度や猶予制度がありますので、役場窓口にてご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

詳細については、高知西年金事務所までお問い合わせください



088-875-1717